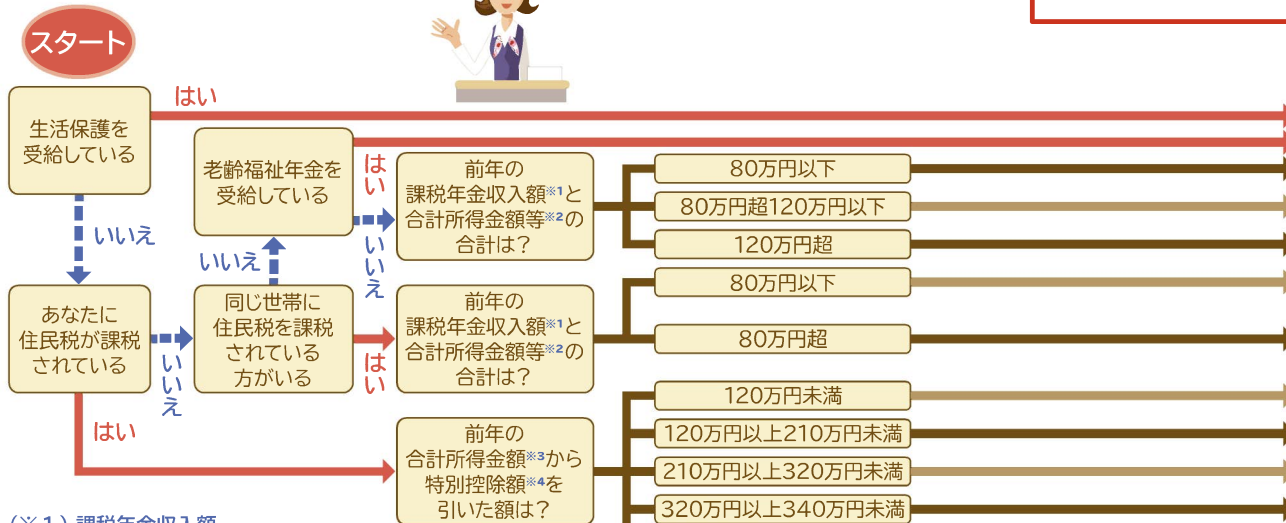


65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の決まり方

●所得段階の決まり方



(※1) 課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

(※2) 合計所得金額等

合計所得金額等 = 合計所得金額(※3) - 特別控除額(※4) - 年金所得額

(※3) 合計所得金額

給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には、当該所得金額から10万円を控除して得た額

(注)この金額が0円以下の場合は0円とみなします。

(※4) 特別控除額

長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額のこと、具体的には①～⑧です。

- ①収入交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- ②特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- ③特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- ④農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- ⑤居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- ⑥特定の土地(平成21年および平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- ⑦低未利用土地等について、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、500万円以下の譲渡をした場合の100万円(最大)
- ⑧上記の①から⑦のうち二つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)



広域連合では、できる限り被保険者のみなさま一人ひとりの所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階の区分を25段階に設定しています。(国の標準は9段階)

所得段階	基準額に乗じる割合	広川町
第1段階	0.50	33,164円 (2,764円)
第2段階	0.75	49,746円 (4,146円)
第3段階	0.75	49,746円 (4,146円)
第4段階	0.90	59,695円 (4,975円)
第5段階	(基準額) 1.00	66,328円 (5,527円)
第6段階	1.20	79,594円 (6,633円)
第7段階	1.35	89,543円 (7,462円)
第8段階	1.60	106,125円 (8,844円)
第9段階	1.65	109,441円 (9,120円)
第10段階	1.70	112,758円 (9,397円)
第11段階	1.75	116,074円 (9,673円)
第12段階	1.80	119,390円 (9,949円)
第13段階	1.85	122,707円 (10,226円)
第14段階	1.90	126,023円 (10,502円)
第15段階	1.95	129,340円 (10,778円)
第16段階	2.00	132,656円 (11,055円)
第17段階	2.05	135,972円 (11,331円)
第18段階	2.10	139,289円 (11,607円)
第19段階	2.15	142,605円 (11,884円)
第20段階	2.20	145,922円 (12,160円)
第21段階	2.25	149,238円 (12,437円)
第22段階	2.30	152,554円 (12,713円)
第23段階	2.35	155,871円 (12,989円)
第24段階	2.40	159,187円 (13,266円)
第25段階	2.50	165,820円 (13,818円)

※介護保険料は年額で決定します。月額保険料は年額保険料を12月で割ったものを1円未満で四捨五入しています。